



平成 22 年 7 月 30 日

各 位

東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長 一瀬 邦夫
(コード番号: 3053) 東証マザーズ
問い合わせ先 総務部長 藤井 辰巳
電話番号 03 (3829) 3210

第三者割当により発行される第1回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回新株予約権の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

第1回新株予約権

(1) 発行期日	平成 22 年 8 月 16 日
(2) 新株予約権の総数	216 個
(3) 発行価額	総額 3,680,640 円 (新株予約権 1 個につき 17,040 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	4,320 株 (新株予約権 1 個につき 20 株)
(5) 資金調達額	188,576,640 円 (差引手取概算額: 180,000,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 3,680,640 円 新株予約権行使による調達額: 184,896,000 円
(6) 行使価額	42,800 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	エスフーズ株式会社に対する第三者割当方式

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

平成 21 年 8 月にペッパーランチ事業で発生いたしました O-157 による食中毒事故の影響から売上高が大幅に減少したことと O-157 を発症なさいましたお客様への補償金及び加盟店様への営業補償金の支払いにより、平成 21 年 12 月期の利益は大幅に減少するとともに、財務体質も悪化いたしました。

健全な財務基盤を確立し悪化している資金繰りを正常に戻すために、平成 22 年 1 月 27 日開催の取締役会において第三者割当による新株式発行を決議いたしました。当社の割当予定株数 6,420 株のうち、1,987 株の払込があり、残りの 4,433 株につきましては失権となりました。その結果資金調達額が予定より 199 百万円少なくなりました。

不足した資金調達額を補うために新たに第三者割当による新株式発行等を模索いたしました。平成 22 年 2 月 15 日付「第三者割当による新株式発行の一部失権のお知らせ」によって当社に資金調達の必要性を知った証券会社、コンサルティング会社、個人等から当社に資金を提供して頂ける会社及び個人等の紹介が多々あったものの、多くは当社の経営権を取得することが目的であったり、出資条件が M S C B の発行であったり

したために、当社の独立性を確保するという経営方針及び当社の資金ニーズに合致することはなく、適切な新株式の引受先が見つからない状況が継続しておりました。こうした中、当社の食材の主要仕入先であるエスフーズ株式会社（当社は、仕入コストの低減を目的に平成 21 年 12 月より食材の仕入れを伊藤忠商事株式会社経由からメーカー直接経由に切替えており、エスフーズ株式会社は平成 22 年 3 月より当社の食肉の主要仕入先となっております。）の村上社長様に当社の一瀬社長から平成 22 年 5 月下旬に直接面談し第三者割当増資の引受を依頼したところ、6 月に入り第三者割当増資の引受はできないが資金援助ならば応じて良いとの内諾を頂き、平成 22 年 7 月 14 日に 185 百万円の融資を実行して頂きました。この融資により、伊藤忠商事株式会社への未返済となっていた買掛金の債務を全額返済することができ、当社の資金繰りはほぼ正常化することができました。なお、当該融資は、平成 24 年 7 月 12 日が返済期限となっております。

営業面では、平成 22 年 12 月期第 1 四半期及び第 2 四半期は、外食産業の各企業との競争激化により、売上高は緩やかに回復しているものの当初予定を下回り、収益力は伸び悩んでいます。売上高を拡大し、収益力をさらに高めるために、顧客サービスの充実、販売促進を中心としたマーケティング力の強化、新商品の開発を進めておりますが、今後さらに収益力を高め、成長路線に乗せるためには、不採算店舗の閉店も一段落したこともあり、新規に店舗を出店すること並びに老朽化した店舗を改装して客席数を増やすことによって、売上高を拡大するとともに適正な規模のメリットを享受する必要があります。

6 月の経営会議において、当社の資金繰りがほぼ正常化できる見込みであることを受けて、積極的に売上高を拡大するために新規出店及び既存店の改装をすることが必要と判断し、その資金を改めて調達することを確認し、経営会議での判断を踏まえ取締役会で決議いたしました。中長期の当社の成長を年率 5%以上に設定しており、直営店だけの成長を考えた場合には、現在直営店は 50 店舗ですので、概ね毎年 2 店舗の出店が必要な出店計画であると判断しております。新規出店に伴う資金は、ペッパーランチ部門 1 店舗につき 3,000 万円、レストラン部門 1 店舗につき 5,000 万円必要であり、2 年間でペッパーランチ部門 2 店舗、レストラン部門 2 店舗出店すると 1 億 6,000 万円必要となります。また、既存店舗で 2 年以内に改装を必要としている店舗がレストラン部門で 2 店舗（改装に必要な資金は 2,000 万円）あり、合計で 1 億 8,000 万円の資金が必要です。

新規出店並びに店舗改装のための資金を確保するために、公募増資、新株予約権付社債、銀行借入などの資金調達の方法を検討いたしました。最近の当社の業績・財務状態では公募増資、新株予約権付社債の発行は困難であり、また銀行からの借入も難しい状況です。第三者割当増資の引受につきましても主要取引先を中心に依頼いたしました。引受の快諾は得られませんでした。交渉の過程の中で、取引先の中で唯一エスフーズ株式会社より第三者割当による新株予約権であれば引受ける旨の内諾を得られましたので、当社の取締役会で審議し、第三者割当による新株予約権の発行を決定いたしました。行使状況により資金を確保できる時期が確定できませんが、他に資金調達の選択余地もなく、当社の今後の業績の変化を勘案した場合に、資金の調達の可能性が最も高い新株予約権の発行を行うことが適切であると判断いたしました。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 42,800 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 4,320 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の権利行使期間中に、マザーズ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の200%を超過した場合には、一定の手続を経て、当社は、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により、発行後において割当先の積極的な権利行使を促すことができます。

③譲渡制限

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	188,576,640円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	3,680,640円
（新株予約権の行使による調達額）	184,896,000円
発行諸費用の概算額	8,576,640円
内訳（弁護士費用等）	2,500,000円
（その他費用）	6,076,640円
差引手取概算額	180,000,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額のうち、その他費用の内訳は以下の通りです。

本新株予約権に関わる設計評価料等 2,500,000円、フィナンシャルアドバイザー報酬 1,500,000円、登記関連費用他 2,076,640円

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
レストラン新規出店（山口県）	53百万円	平成22年10月～平成22年12月
ペッパーランチ新規出店（栃木県）	25百万円	平成23年1月～平成23年3月
ペッパーランチ新規出店（東京都・スカイツリー）	29百万円	平成23年10月～平成23年12月
レストラン新規出店（東京都・スカイツリー）	53百万円	平成23年10月～平成23年12月
レストラン改装（東京都・吾妻橋）	10百万円	平成23年1月～平成24年8月
レストラン改装（東京都・新小岩）	10百万円	平成23年1月～平成24年8月

調達資金約180百万円は、今後権利行使期間である2年間においてペッパーランチ部門、レストラン部門の直営店の新規出店並びに老朽化した既存店舗の改装に使用することを予定しております。なお、出店の形態が賃貸を主としていることから新規に出店する時期・場所については、応募しても応募者が複数いる場合には必ずしも入居が確定しないこと等から変更される場合があります。調達資金につきましては、実際に支出するまでは銀行預金とし、安定的に管理いたします。また、新株予約権については、その性質上行使価額が市場価格を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、仮に市場株価が行使価額を上回っている状況においても当社株式の流動性が低い場合には行使が進まない可能性があります。このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。そのような場合には、新規出店を中止または延期するなどの事業計画の見直しを行う必要性があります。また、現状では銀行からの新規融資は受けられない状況ですが、銀行融資が再開される環境（業績の拡大、安定的な資金繰りの継続など）を整備し、資金調達手段の多様化を進めてまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

外食産業の各企業の競争が激化している中で業績を拡大させるためには、顧客サービスの向上、販売促進活動、マーケティング力、商品開発力の強化を図ることによって既存店舗の業績を向上させることが重要ですが、新規に店舗を出店することにより売上高、利益を増大させること及び適正な規模のメリットを享受することが基本となります。また既存店の来客数の増大を図るためにも老朽化した店舗を改装することは必要不可欠です。これらは、今後の成長基盤を確立すること及び中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達には既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関（株式会社ブルータス・コンサルティング）による評価書と同一に、第1回新株予約権の1個当たりの払込金額を17,040円（1株当たり852円）といたしました。本新株予約権の発行価額の算定方法については、第三者評価機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。なお、払込金額の算定の前提として、割当先は株価が権利行使価額を上回っている場合、随時1度に1個の本新株予約権を行使するものとし、権利行使により取得する株式を1日当たり2株ずつ日々売却し全ての当該株式を売却するまで次の権利行使は行わないものとしています。したがって、算定上、権利行使期間である約2年間に行使される株数は最大で合計約1,000株となり、残りの潜在株式にかかる新株予約権については無価値であるという前提で計算しております。但し、当社の取締役会の判断としては、今後業績が向上することによって株価が上昇し、出来高も増加することが期待されますので、本新株予約権は全額行使されるものと考えております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成22年7月29日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値42,800円と決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均42,967円に対する乖離率は△0.4%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均46,454円に対する乖離率は△7.9%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均47,203円に対する乖離率は△9.3%となっておりますが、平成22年7月14日に平成22年12月期第2四半期累計期間個別業績予想数値の修正並びに平成22年12月期通期個別業績予想数値の修正を発表しており、業績予想発表後に形成された株価が、直近の市場価格として当社株式の価値をより公正に反映していると判断いたしました。また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、社外監査役2名を含む、今回の新株予約権発行に係る取締役会に出席した監査役3名全員が、払込金額が特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

6月に入りエスフーズ株式会社より平成22年7月14日に185百万円の融資を実行して頂くことが内定したことにより、6月の経営会議において、当社の資金繰りがほぼ正常化できる見込みであることから、積極的に売上高を拡大するために新規出店及び既存店の改装をすることが必要と判断し、その資金を改めて調達することを確認し、経営会議での判断を踏まえ7月の取締役会で決議いたしました。中長期の当社の成長を年率5%以上に設定しており、直営店だけの成長を考えた場合には、現在直営店は50店舗ですので、毎年2店舗の出店が必要な出店計画であると判断しております。新規出店に伴う資金は、ペッパーランチ部門1店舗につき3,000万円、レストラン部門1店舗につき5,000万円必要であり、2年間で1億6,000万円必要となります。また、既存店舗で2年以内に改装を必要としている店舗がレストラン部門で2店舗（改装に必要な資金は2,000万円）あり、合計で1億8,000万円の資金が必要との結論に至りました。

しかし、業績は回復傾向にはあるものの、最近の当社の財務状態では、新規出店などのための資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。第三者割当増資の引受につきましても主要取引先を中心に依頼いたしましたが、引受の快諾は得られませんでした。交渉の過程の中で、取引先の中で唯一エスフーズ株式会社より第三者割当による新株予約権であるならば引受ける旨の内諾を得られましたので、当社の取締役会で審議し、第三者割当による新株予約権の発行を決定いたしました。

発行株式数につきましては、必要な資金、当社の財務状況及び最近の株価等を勘案して決定いたしました。当社は、平成 22 年 2 月 15 日付で第三者割当増資を行っており、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ 1,987 株及び 1,987 個増加しております。本件の第三者割当による新株予約権の行使による発行株式数は 4,320 株であり、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ 4,320 株及び 4,320 個増加することになりますので、平成 22 年 2 月 15 日付第三者割当増資と本件の第三者割当による新株予約権を併せますと総株主の議決権の総数について 28.2%の割合で希薄化が生じることになります。

それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。しかしながら、外食産業の各企業の競争が激化している環境で中長期的に業績を拡大させるためには、新規に店舗を出店し売上高を拡大すること及び老朽化した店舗を改装し、来店客数の拡大を図ることは必要不可欠です。また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためにも、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

従って、一時的には、総株主の議決権の総数について相当の希薄化が生じることになりますが、この度調達する資金を最大限に有効活用することによって1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えており、中長期の観点からは企業価値の増大に繋がることから、既存株主の皆様にとって最善の策であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	エスフーズ株式会社
(2) 所 在 地	兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目 22 番 13 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村上 真之助
(4) 事 業 内 容	食肉の卸売事業、製品事業及び小売・外食事業
(5) 資 本 金	4,298,354 千円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 42 年 5 月 22 日
(7) 発 行 済 株 式 数	32,267,721 株
(8) 決 算 期	2 月
(9) 従 業 員 数	1,240 名
(10) 主 要 取 引 先	量販店、外食チェーン
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、山陰合同銀行
(12) 大株主及び持株比率	村上真之助 7,990 千株 24.76% 丸紅株式会社 4,841 千株 15.00%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当該会社は当社の株主であり、110 株 (0.45%) 所有しております。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	仕入れの取引があります。また、当社に対し 185 百万円の金銭貸付債権があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	20年2月期	21年2月期	22年2月期
連結純資産	33,820,969	33,069,168	32,965,367
連結総資産	50,587,067	50,721,080	56,609,945
1株当たり連結純資産(円)	952.75	930.42	1,060.21
連結売上高	113,707,631	117,472,303	119,077,667
連結営業利益	3,903,995	5,122,217	5,603,880
連結経常利益	3,847,453	5,128,438	5,747,577
連結当期純利益	1,901,573	2,162,694	2,795,925
1株当たり連結当期純利益(円)	59.02	67.13	95.09

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 割当先を選定した理由

平成21年8月にペッパーランチ事業で発生いたしましたO-157による食中毒事故の影響から売上高が大幅に減少したこととO-157を発症なさいましたお客様への補償金及び加盟店様への営業補償金の支払いにより、平成21年12月期の利益は大幅に減少するとともに、財務体質も悪化いたしました。健全な財務基盤を確立し悪化している資金繰りを正常に戻すために、平成22年1月27日開催の取締役会において第三者割当による新株式発行を決議いたしました。当社の割当予定株数6,420株のうち、1,987株の払込があり、残りの4,433株につきましては失権となりました。その結果資金調達額が予定より199百万円少なくなりました。

不足した資金調達額を補うために新たに第三者割当による新株式発行等を模索いたしました。平成22年2月15日付「第三者割当による新株式発行の一部失権のお知らせ」によって当社に資金調達の必要性を知った証券会社、コンサルティング会社、個人等から当社に資金を提供して頂ける会社及び個人等の紹介が多々あったものの、多くは当社の経営権を取得することが目的であったり、出資条件がMSBCの発行であったりしたために、当社の独立性を確保するという経営方針及び当社の資金ニーズに合致することはなく、適切な新株式の引受先が見つからない状況が継続しておりました。こうした中、当社の食材の主要仕入先であるエスフーズ株式会社(当社は、仕入コストの低減を目的に平成21年12月より食材の仕入れを伊藤忠商事株式会社経由からメーカー直接経由に切替えており、エスフーズ株式会社は平成22年3月より当社の食肉の主要仕入先となっております。)の村上社長様に当社の一瀬社長から平成22年5月下旬に直接面談し第三者割当増資の引受を依頼したところ、6月に入り第三者割当増資の引受はできないが資金援助ならば応じて良いとの内諾を頂き、平成22年7月14日に185百万円の融資を実行して頂きました。この融資により、当社の資金繰りはほぼ正常化することができました。

営業面では、平成22年12月期第1四半期及び第2四半期は、外食産業の各企業との競争激化により、売上高は緩やかに回復しているものの当初予定を下回り、収益力は伸び悩んでいます。売上高を拡大し、収益力をさらに高めるために、顧客サービスの充実、販売促進を中心としたマーケティング力の強化、新商品の開発を進めておりますが、今後さらに収益力を高め、成長路線に乗せるためには、不採算店舗の閉店も一段落したこともあり、新規に店舗を出店すること並びに老朽化した店舗を改装して客席数を増やすことにより、売上高を拡大するとともに適正な規模のメリットを享受する必要があります。

6月の経営会議において、当社の資金繰りがほぼ正常化できる見込みであることを受けて、積極的に売上高を拡大するために新規出店及び既存店の改装をすることが必要と判断し、その資金を改めて調達することを確認いたしました。今般の資金調達に当たり、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること、将来にわたって当社の経営を支援して頂けること等を条件として、当社の信頼できる取引先を中心に割当先を検討してまいりました。

しかし、依頼した取引先より第三者割当増資の引受の快諾は得られなかったため、6月下旬に改めて当社の一瀬社長よりエスフーズ株式会社の村上社長様に第三者割当による株式の引受をお願いしたところ、新株予約権の引受であるならば引受ける旨の内諾を頂きました。当社の経営会議で検討した結果、同社が信頼できる企業であること、当社の今後の業績の向上を勘案した場合には、新株予約権であっても資金の調達の可能性が高いものであると判断いたしました。また、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当先として選定することといたしました。経営会議での検討結果を受け、取締役会でエスフーズ株式会社に対する第三者割当による新株予約権の発行を決定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

割当先であるエスフーズ株式会社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社株式を長期保有する意思はなく、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、株価動向を勘案しながらできるだけ市場に配慮しつつ売却する方針と伺っております。

(4) 割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は割当先より、本新株予約権の発行に係る払込について払込日に全額払い込むことの確約を頂いており、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。また、同社より平成22年6月30日現在の銀行残高照合表の写しを入手し、本新株予約権の発行価額の払込及び行使請求に足りる現預金を有していることを確認しております。以上より、当社は割当先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。なお、平成22年2月15日発行時においては、MAJバリューアップ1号投資事業有限責任組合に対して払込に要する財産の存在についての確認が不十分であったこと並びに発行決議後に出された引受条件に対して双方の理解の溝が埋まらなかったことなどから失権が生じてしまいましたが、今回は引受先との間で十分な交渉を行い、引受条件について明示的な合意に至っておりますので、失権が生じることはないと思っております。

(5) 株式貸借に関する契約

割当予定先であるエスフーズ株式会社からは、当社普通株式について、いかなる者とも株式貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もない旨の表明を受けております。

(6) その他重要な契約等

割当先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 権利行使後の大株主及び持株比率

募集前 (平成22年6月30日現在)		権利行使後	
一瀬 邦夫	26.20%	一瀬 邦夫	22.26%
株式会社吉野家ホールディングス	6.15%	株式会社吉野家ホールディングス	5.22%
一瀬 健作	4.51%	一瀬 健作	3.83%
有限会社ケー・アイ	3.36%	有限会社ケー・アイ	2.85%
伊藤忠商事株式会社	2.27%	伊藤忠商事株式会社	1.93%
株式会社マルゼン	2.13%	株式会社マルゼン	1.81%
フジパングループ本社株式会社	1.81%	フジパングループ本社株式会社	1.54%
西岡 久美子	1.64%	西岡 久美子	1.39%
辻本 昌義	1.39%	辻本 昌義	1.18%
ペッパーフードサービス従業員持株会	1.29%	ペッパーフードサービス従業員持会	1.10%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、平成22年6月30日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。行使期間は平成24年8月15日までの発行後2年間となっております。今後割当先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権発行後の割当先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定ですが、市場に配慮しながら売却予定のため、募集前と割当先の持株数は変わらない見込みです。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 22 年 7 月 14 日に発表いたしました平成 22 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

当社は、平成 22 年 2 月 15 日付で第三者割当増資を行っており、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ 1,987 株及び 1,987 個増加しております。本件の第三者割当による新株予約権の行使による発行株式数は 4,320 株であり、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ 4,320 株及び 4,320 個増加することになりますので、平成 22 年 2 月 15 日付第三者割当増資と本件の第三者割当による新株予約権を併せますと総株主の議決権の総数について 28.2%の割合で希薄化が生じることになりますので、経営者から一定程度の独立したものによる当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社は、経営者から一定程度の独立した者である弁護士 1 名及び公認会計士 1 名による第三者委員会（注 1）に対して、本新株予約権の発行に関する事項（発行の目的及び理由、調達資金の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、業績への影響の見通し）、及びその他必要と思われる事項、並びに両者からの質問事項に関し、詳細に説明を行いました。その結果、本日（当該発行取締役会決議日）、第三者委員会より、当社は現在、新規出店及び店舗改装のための資金調達を行う必要があり、本新株予約権の発行による資金調達以外の確実な資金調達手段が難しい状況では本件は適切な資金調達手段であることから、本新株予約権の発行による資金の調達は必要性があると判断した旨、かつ、資金使途に合理性が認められること、割当予定先の選定理由に合理性があり、割当予定先が反社会的勢力等と関わりがないこと、割当予定先の払込の確実性に問題がないこと、発行価額が適切な方法により決定されていること等から、本新株予約権の発行の相当性があると判断した旨の意見を入手致しました。また、当社社外監査役の全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

（注）第三者委員会の構成メンバーは、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングより紹介を受けた、高田剛弁護士（鳥飼総合法律事務所）と野田弘子公認会計士（野田公認会計士事務所）であり、当社と両者との間には、顧問契約も含め、これまで一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績

	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期
売上高	7,383,573 千円	7,145,515 千円	6,419,707 千円
営業利益	8,139 千円	34,295 千円	108,505 千円
経常利益	384 千円	5,222 千円	92,677 千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△381,205 千円	△476,584 円	△577,838 円
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純損失（△）	△17,148.25 円	△21,303.68 円	△25,829.80 円
1 株当たり配当金	—円	—円	—円
1 株当たり純資産	49,495.05 円	28,100.03 円	2,292.63 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年6月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	24,364 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	1,543 株	7.3%

(注)潜在株式数は、平成16年3月26日定時株主総会及び平成21年4月13日取締役会決議に基づき発行の新株予約権の目的となる株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
始 値	210,000 円	89,500 円	43,750 円
高 値	210,000 円	89,700 円	77,800 円
安 値	83,000 円	32,500 円	38,500 円
終 値	90,600 円	43,700 円	54,500 円

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	54,800 円	49,800 円	44,700 円	51,800 円	49,500 円	49,100 円
高 値	54,700 円	50,700 円	52,000 円	51,900 円	50,000 円	49,850 円
安 値	49,500 円	44,000 円	44,700 円	45,050 円	44,400 円	42,900 円
終 値	49,800 円	44,700 円	51,400 円	49,500 円	49,100 円	43,200 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成22年7月29日
始 値	42,050 円
高 値	42,800 円
安 値	42,000 円
終 値	42,800 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成22年2月15日
調達資金の額	89,643,505円
発行価額	45,115円
募集時における発行済株式数	22,377株
当該募集による発行株式数	1,987株
募集後における発行済株式総数	24,364株
割当先	フジパングループ本社株式会社 443株 株式会社マルゼン 221株 鶴橋誠一 221株 稲吉正樹 221株 杉田茂 221株 エスフーズ株式会社 110株 株式会社フジリンクス 110株 株式会社鈴木酒販 110株 久世健吉 110株 増田博 110株 馬場昇 110株
発行時における当初の資金使途	買掛金返済に充当予定。
発行時における支出予定時期	平成22年2月26日
現時点における充当状況	当初資金使途に従い全額充当いたしました。

・ストック・オプションによる権利行使

平成16年3月26日定時株主総会の決議に基づき、発行された新株予約権につきまして平成18年度465株（払込金額：18,600,000円）、平成19年度291株（払込金額：116,400,000円）が権利行使されています。

10. 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ペッパーフードサービス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金3,680,640円
3. 申込期日 平成22年8月16日
4. 割当日及び払込期日 平成22年8月16日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、エスフーズ株式会社に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,320株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は20株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 10 項の規定にしたがって行使価額（第 9 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 216 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 17,040 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、42,800 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成22年8月16日から平成24年8月15日（但し、平成24年8月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から本新株予約権の終期に至るまでの間に、マザーズ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の 200%を超過した場合において、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めた場合、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた

額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社ペッパーフードサービス 総務部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行押上駅前支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 17,040 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、1 株あたりの行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 22 年 7 月 29 日）のマザーズ市場における当社普通株式の終値である 42,800 円に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上